

財務省告示第二百五十六号
 国債証券買入銷却法（明治二十九年法律第五号）
 第二条の規定に基づき、同法第一条第一項の規定
 により平成十九年六月二十七日に買入消却した国
 債の名称等を別表のとおり告示する。

平成十九年七月二十七日

財務大臣

尾身 幸次

（別表）

合 計	年債利 券付 （国 十庫	年債利 券付 （国 五庫	”	”	年債利 券付 （国 二庫	称国 債の 名
	回第 百九 十九	第 二十 三回	九第 回二 百三 十	八第 回二 百三 十	七第 回二 百三 十	記 号
九 百一 億 円	十 一 億 円	四 百 億 円	四 十 九 億 円	百 四 十 一 億 円	三 百 億 円	総額 面金 額の
	五 百 円 七 十 九 銭	二 九 銭 三 厘	六 九 銭 四 厘	六 九 銭 九 厘	七 九 銭 七 厘	額面 たり 金額 の買 入 円 格